

奈良県立医科大学医学部医学科入学試験委員会規程

制定 平成27年4月1日
最終改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 奈良県立医科大学に、医学部医学科学生の入学者選抜に関する重要事項を審議するため、奈良県立医科大学医学部医学科入学試験委員会（以下「医学科入試委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 医学科入試委員会の設置目的は、次のとおりとする。

- 一 医学科教育目標に基づき、高等学校学習指導要領等を踏まえた入学試験問題の作成ならびに出題様式及び採点に関する基本方針、入学試験の管理運営に関する重要事項を審議し、学長に答申すること。
- 二 入学試験区分の決定及び各募集人員、推薦選抜試験及び地域枠入学試験における出願要件、合格者決定方法及び第1段階選抜実施基準、試験区分（大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト、個別学力検査）毎の配点、面接試験における実施方法及び評価方法の検討を行うこと。
- 三 その他医学科入学試験実施に関し必要な事項を行うこと。

(組織)

第3条 医学科入試委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 教育開発センター長
 - 二 教育開発センター副センター長
 - 三 医学科長
 - 四 その他学長が指名する委員若干名
- 2 医学科入試委員会の委員長は教育開発センター長を、副委員長は教育開発センター副センター長をもって充てる。
- 3 第1項第4号に規定する委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が任命する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 第3条第3項の規定により指名された委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会及び委員会の組織)

第6条 医学科入学試験に関する専門分野の実務を遂行するため、医学科入試委員会に次の部会及び委員会を置く。

- 一 医学科問題決定委員会
 - 二 医学科入学試験部会
 - 三 医学科第2年次編入学試験部会
 - 四 研究医養成コース運営委員会
 - 五 医学科小論文委員会
- 2 前項に規定する部会又は委員会にそれぞれ部会長又は委員長を置く。部会長及び委員長は教育研究審議会の審議を経て学長が指名する。
- 3 第1項に規定する部会又は委員会の委員は、各部会長又は委員長の内申を踏まえ、学長が任命又は委嘱する。

(部会及び委員会の役割)

第7条 前条第1項各号に規定する部会及び委員会の役割は、次のとおりとする。

- 一 医学科問題決定委員会
入学試験問題案の適切性を医学科教育目標ならびに高等学校学習指導要領を踏まえた観点から審議し、入学試験問題を決定すること。
 - 二 医学科入学試験部会
(1) 医学科入学試験の出題及び採点の実務に関すること。
(2) 医学科入学試験に関する実施要領の作成、面接委員の委嘱、その他医学科入学試験実務全般に関すること。
(ただし、医学科第2年次編入学試験及び研究医養成コース入学試験に係るものは除く。)
 - 三 医学科第2年次編入学試験部会
医学科第2年次編入学試験に関する実施要領の作成、面接委員の委嘱、その他第2年次編入学試験実務全般に関すること。
 - 四 研究医養成コース運営委員会
研究医養成コース学生の募集、その他研究医養成コース運営全般に関すること。
 - 五 医学科小論文委員会
医学科入学試験の小論文を多角的に評価・判定するため、調査研究及び検証すること。
- 2 各部会及び委員会について必要な事項は、学長が定める。

(庶務)

第8条 医学科入試委員会の庶務は、教育開発センター（入学試験担当）及び教育支援課で処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、医学科入試委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成27年3月26日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日）

この規定は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この規定は、令和5年4月1日から施行する。